

『東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画』（素案）に対する  
パブリックコメントを実施します。

東大和市では、平成9（1997）年に平成18（2006）年度までの10年間を計画期間として東大和市生涯学習推進計画を策定し、その後の社会情勢を踏まえ、平成19（2007）年4月に平成28（2016）年度までの10年間を計画期間として第二次生涯学習推進計画を策定しました。

その計画期間が平成28年度末で終了することから、その後の生涯学習の振興にかかる施策の方向性を定めるとともに、スポーツ基本法第10条でうたう地方スポーツ推進計画の内容を加味した計画として、平成29（2017）年度から東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画（以下「本計画」といいます。）を策定することとします。

このたび、本計画の素案を取りまとめましたので、お知らせするとともに、皆様から広く意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

## 1 東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画策定の目的

平成19年4月に策定した「第二次東大和市生涯学習推進計画」の計画期間が平成28年度末で終了します。本計画は現行計画の評価・反省を踏まえ、東大和市の将来像である「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」の実現を目指した東大和市総合計画との整合性を図りながら、市民の多様な学習ニーズに対応することを目的に本計画を策定します。

## 2 素案の内容

東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画（素案）

## 3 素案の概要

### 第1章 生涯学習の基本的な考え方

1. 生涯学習の現代的意義
2. 生涯学習推進計画の意義と役割
3. 計画の性格
4. 計画の期間

### 第2章 東大和市における生涯学習の現状と課題

1. 社会の変化と東大和市の状況
2. 市民の生涯学習をめぐる現状と課題
3. 市民の生涯スポーツをめぐる現状と課題

### 第3章 生涯学習推進の方向

1. 基本理念
2. 施策の方向
3. 推進方針
4. 施策の体系

### 第4章 生涯学習推進事業

1. 生涯学習の充実
2. 青少年の健全育成
3. 市民文化の振興
4. スポーツ・レクリエーションの推進
5. 生涯学習の仕組みづくり
6. 主な成果・活動指標

#### 4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 当該施策に利害関係があると認められる個人
- (7) 当該施策に利害関係があると認められる法人等

#### 5 意見の提出期間

平成28年12月1日（木）から平成29年1月4日（水）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントへの意見としてお受けできませんので予めご了承ください。

#### 6 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公市ホームページ
- (2) 文書閲覧 社会教育部社会教育課（東大和市役所5階1番窓口）

#### 7 意見の提出先、方法及び提出様式

- (1) 提出先  
社会教育部社会教育課（東大和市役所5階1番窓口）
- (2) 提出方法  
次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・書面の持参
- ・郵送 〒207-8585 東大和市中央 3-930 東大和市 社会教育課宛て
- ・FAX 042-563-5933
- ・電子メール [shakaikyoiku@city.higashiyamato.lg.jp](mailto:shakaikyoiku@city.higashiyamato.lg.jp)

### (3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しております。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

- ア 市内在住の個人 住所及び氏名
- イ 市内に事業所等を有する個人 事業所の名称、所在地及び氏名
- ウ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地、団体名、及び代表者氏名
- エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名
- オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名
- カ 当該施策に利害関係があると認められる個人 利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名
- キ 当該施策に利害関係があると認められる法人等 利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

### 8 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、平成29年2月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

### 9 注意事項

電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。また、意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。